<やすにし吹奏楽団 規約>

第1条【名称】

当楽団はいまのところ「やすにし吹奏楽団」と称する。以下「当楽団」という。

第2条【目的】

音楽を通じて団員相互の親睦を深め、吹くこと、叩くこと、そして振ることでストレスを発散できる場とし、できることならそれらを通じて音楽技術を高めていくことを当楽団の目的とする。

第3条【団員の心構え】

団員は下記を順守し、当楽団の発展に寄与するよう努めなければならない。

- 1. 練習に来れそうなときは必ず来る。雨でも来ましょう。
- 2. 団の運営費として団費だけは必ず納める。滞納もできるだけ最小限に。
- 3. 運営を人任せにしないこと。全団員が主役です。
- 4. 団長を嫌いになっても、やすにし吹奏楽団は嫌いにならないでください。

第4条【役員・係について】

当楽団の役員・係については柔軟かつ必要に応じて置くこととする。メジャーなところで、団長、会計係、練習日程調整係、譜面係、指揮者お世話係、ブログ更新担当大臣など。

第5条【役員・係の選出】

第4条に定める役員、係の選出方法について、下記の通り定める。

- 1. 係の選出については、基本的に立候補とし、立候補者がいない場合は適任者を推薦するものとする。
- 2. 任期は1年程度を目安とし、本人の申し出、および団員の異論がなければ自動更新とするが、係任せにすることなく、全団員で協力し合うこと。

第6条【入団】

当楽団への入団は原則として本人の意思表示により決定する。本入団の前に仮入団期間を設け、入団までの検討期間とすることができる。仮入団期間は、初見学日の属する月の翌月末までとする。

第7条【休団および復団】

当楽団の団員は、一定期間、事情により参加できない場合は、休団することができる。また、休団期間を終了した場合は、復団することができる。一定期間とは、およそ3ヶ月の期間とするが、それに満たない場合であっても、団長の承認により認められるものとする。

- 1. 休団、および復団は、本人より団長に通知し、団長の承認により認められるものとする。
- 2. 休団開始日付は、休団しようとする日とし、復団日付は復帰日とする。
- 3. 休団開始前までに団費の精算を行うものとする。
- 4. 期間に制限は特に設けないが、連絡を取り合うなどし、調整するよう意識を持つこと。

第8条【退団】

当楽団の団員は、原則として本人から団長への申し出ののち、団長の承認を経て、退団できるものとする。退団時には、当団からの貸与物返却、団費等の精算を行うこと。

第9条【団費】

当楽団の団員は楽団運営のため、団費を月初の練習日に会計係に納入すること。団費は、1 月あたり一般 2,000 円、学生 1,000 円とする。

- 1. 団費の納入開始は仮入団後の正式入団月からとする。
- 2. 休団時は、休団開始日の属する月分まで納入し、復帰した場合は復帰当月から納入すること。
- 3. 退団時は、退団承認日の属する月分まで納入し、団費の滞納がある場合は全額支払うものとする。
- 4. 団費の免除は、休団時のみとし、当楽団に所属する限りそれを免れることはできない。
- 5. その他、臨時徴収や団費変更など特別な場合においては、臨機応変に対応するものとする。

第 10 条【個人台帳の作成】

団員管理のために台帳を作成し、メーリングリストに登録するものとする。個人情報については、退団が確定するまで当楽団が保有し、部外へ情報提供は一切行わないものとする。

第 11 条【練習出欠連絡】

練習日程調整係により練習日確定後、口頭、およびメールにて練習日程を配信する。その際、各人が練習参加有無予定をネットで登録し、全員が参加予定者を把握できるよう努める。

第 12 条【その他】

想像を絶することが起これば随時ミーティングを行うなどし、決定していくものとする。判断に悩むことは団長に相談し、規約にないことについては社会通念上における常識の範疇にて判断するよう心がける。

第 13 条【改廃】

本規約改廃については、全団員で付議し承認を得るものとする。意見がまとまらない場合は、団長に一任するものとする。

付則

本規約は、2009年1月1日より実施する